

漁船保険の評価標準

昭和	38年3月22日	38水漁第1561号
改正	39年3月28日	39水漁第1730号
	39年4月25日	39水漁第2910号
	41年3月24日	41水漁第1170号
	42年9月16日	42水漁第6600号
	46年3月27日	46水漁第1851号
	47年3月15日	47水漁第1203号
	49年6月27日	49水漁第2639号
	52年4月5日	52水漁第954号
	56年6月1日	56水漁第2665号
平成	元年3月7日	元水漁第569号
	8年3月21日	8水漁第824号
	9年4月1日	9水漁第955号
	14年3月22日	13水漁第2764号
	15年3月18日	14水漁第2797号
	23年3月3日	22水漁第2013号
	26年3月25日	25水漁第1821号
漁船保険組合長あて		
令和 8年3月30日 7水漁第2040号		
日本漁船保険組合理事あて		
水産庁長官発		

1 通常の漁船の保険価額の算定

- (1) 鋼船、合成樹脂船、軽合金船並びに木船及び木鉄交造船である動力漁船（船外機付漁船を除く。）を保険の目的とする場合

別表の第1標準価額表の1から4までに掲げる船質別、漁業種類別、総トン数別の船令（進水後の経過年数。以下同じ。）に応ずるトン当り標準価額に当該漁船の総トン数を乗じて得た価額をもって保険価額とする。

ただし、その価額をもって保険価額とすることが適当でないと認められるときは、その価額の上下3割の範囲内で保険価額を定めることができる。また、保険の目的たる漁船が当該漁業に従事する通常の漁船の装備しない特殊な設備でかつ、著しく高額のものを装備している場合については当該設備を別途評価して、保険価額に加算することができる。

- (2) 船外機付漁船及び無動力漁船を目的とする場合

別表の第1標準価額表の5に掲げる船令に応ずるトン当り標準価額に当該漁船の総トン数を乗じて船体価額を算定し、その価額に当該漁船の装備する船外機及び設備につき、別表の第2基礎単価表に掲げる価額（船外機については、機関年令（製造後の経過年数。以下同じ。）に応ずる単価に漁船法施行規則第1条第7項の数を乗じて算出した価額。設備については、当該設備の経過年数に応ずる別表の第3時価現存率表に示す現存率を乗じて算定した価額）を合算して保険価額とする。

ただし、前記により算定した船体の価額が適当でないと認められるときは、その価額の上下3割の範囲内で船体価額を定めることができる。

2 特殊な漁船の保険価額の算出

- (1) 船体に対し機関の馬力またはその他の設備が著しく過大な場合および船体と機関またはその他の設備の経過年数が著しく異なる場合において、1によって保険価額を算定することが適当でないと

認められる漁船の保険価額は、船体、機関、その他の設備につき、別表の第2基礎単価表に掲げる単価に、当該船体、機関、その他の設備の経過年数に応ずる別表の第3時価現有率表に示す現有率を乗じて、それぞれ算定した価額を合算した価額とすることができる。

- (2) 船体及び機関について、大修理又は大改造した漁船の保険価額は、調査のうえ、その程度に応じ船令を遡らせ、その船令による第1標準価額表の標準価額を適用して定めることができる。

3 高評価及び低評価

建造費が著しく高額又は低額のため、会社保険と競合のため等、1又は2により算定した価額を超え又は下って保険価額を定める必要がある場合は、確実な資料に基づいて算出した価額をもって保険価額とすることができる。

4 補助事業により建造された漁船の保険価額の算出

次に掲げる補助事業（間接補助事業を含む）により建造された漁船にあつては、1から3までの規定にかかわらず、当該漁船の建造費に別表の第3時価現有率表に示す船令に応ずる現有率を乗じて得た価額を保険価額とすることができる。

- (1) 水産業成長産業化沿岸地域創出事業
- (2) 浜の担い手漁船リース緊急事業
- (3) 漁船漁業構造改革緊急事業
- (4) 被災地次世代漁業人材確保支援事業
- (5) 共同利用小型漁船建造事業
- (6) 共同利用漁船等復旧支援対策事業
- (7) その他補助事業のうち漁船建造費を補助対象経費とする国の補助事業

5 漁船損害等補償法第113条の4第2項の農林水産大臣が定める率を定める件の一の注7の(5)及び(6)の水産庁長官が別に定める標準価額

漁船損害等補償法第113条の4第2項の農林水産大臣が定める率を定める件（平成29年1月30日農林水産省告示第161号）の一の注7の(5)及び(6)の水産庁長官が別に定める標準価額は、1の本文の規定するところに従って算定した価額とする。ただし、当該漁船により漁業を行うことが自己の責めに帰することができない事由により困難となっている状態が約款で定める相当期間にわたり継続すると認められる漁船及び4に規定する漁船についてはこの限りでない。

6 漁具の保険価額の算定

- (1) 漁具の保険価額は、当分の間、保険を引受けようとする漁具の新調に要する価額の3分の2に相当する額とする。
- (2) 漁具の新調に要する価額は、当分の間、時価によるものとする。

附 則（令和8年3月30日付け7水漁第2040号）

- 1 この改正は、令和8年4月1日以後に漁船保険組合の保険責任が開始する保険関係から適用するものとし、同日前に漁船保険組合の保険責任が始まる保険関係については、従前の例による。
- 2 令和8年4月1日以後に新造船又は大改造船を保険目的として締結する保険契約については、改正後の評価標準によらなければならないものとし、令和8年3月31日以前に既に締結している保険契約の当該契約の保険目的たる漁船に係る令和8年4月1日以後の保険価額の算定については、改正後の評価標準の規定にかかわらず従前の例によることができるものとする。
- 3 令和8年4月1日以後に新造船及び大改造船以外の漁船を保険目的として締結する保険契約については、この通知による改正前の評価標準の規定によることができるものとする。

別 表

第 1 標準価額表

1 鋼船（動力漁船。ただし、船外機付漁船を除く。）（単位：千円）

		100 トン未満	100 トン以上 200 トン未満	200 トン以上 600 トン未満	600 トン以上
さけ・ます、 北洋たらはえなわ	新トン数	2,900 ※	3,900 ※	2,400 ※	
	旧トン数	4,400 ※			
かつお・まぐろ、さば釣、 いか流し網、かじき等流し網	新トン数	3,000 ※	5,200	2,100	
	旧トン数	4,350 ※	3,400 ※	1,900 ※	1,140 ※
い か 釣	新トン数	2,100 ※	3,500	2,000 ※	
	旧トン数	3,050 ※	2,300 ※	1,470 ※	990 ※
まき網（網船）	新トン数	4,200 ※	8,800	6,100	4,300
	旧トン数	5,000 ※	4,300 ※	4,100 ※	3,800 ※
まき網（灯船等）	新トン数	8,500	5,300		
	旧トン数	5,500 ※			
まき網（運搬船）	新トン数	2,100 ※	3,100 ※	4,500	
	旧トン数	2,100 ※	3,100 ※	1,800 ※	1,400 ※
底びき網、捕鯨	新トン数	7,300	5,200	3,500 ※	
	旧トン数	2,700 ※	3,800 ※	2,600 ※	1,700 ※
以西底びき網	新トン数	2,500 ※	2,500 ※	1,800 ※	
	旧トン数	2,500 ※	2,500 ※	1,800 ※	1,800 ※
運搬（まき網附属運搬船を除く。）	新トン数	1,000 ※	1,400 ※	900 ※	
	旧トン数	1,000 ※	1,400 ※	900 ※	900 ※
構造簡易漁船（総トン数 20 トン未満に限る。）	新トン数	700 ※			
	旧トン数	700 ※			
そ の 他	新トン数	6,800	5,900	3,300	3,000
	旧トン数	2,600 ※	1,300 ※	1,200 ※	1,200 ※

- （注） 1. 上表において「新トン数」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造に着手された船舶及び昭和 57 年 7 月 17 日以前に建造され又は建造に着手された船舶のうち昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数」とは、それ以外の船舶をいう（以下、各表において同じ。）。
2. 上表の標準価額は、船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数 1 トン当たりの漁船の船令 1 年未満の価額である。
3. 昭和 49 年 7 月 1 日以降に進水した漁船の船令 1 年以上の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 3 時価現有率表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
4. 昭和 49 年 6 月 30 日以前に進水した漁船の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 4 時価現有率調整表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
5. 総トン数 200 トン未満の底びき網漁船、以西底びき網漁船及びまき網漁船（運搬を除く。）で、主要漁ろう設備が油圧駆動方式によるものは、上表の価額の 1 割増とすることができる。
6. 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）により消費税が課税された漁船の標準価額は、上表の価額に消費税の税率を乗じた額を加算して得た価額とする（以下、各表において同じ。）。

2 合成樹脂船（動力漁船。ただし、船外機付漁船を除く。）

（単位：千円）

		5 トン未満	5 トン以上 20 トン未満	20 トン以上
さけ・ます	新トン数	4,600 ※	5,200 ※	3,700 ※
	旧トン数	3,500 ※	4,400 ※	4,000 ※
かつお・まぐろ	新トン数	10,500	9,800	4,300
	旧トン数	3,730 ※	4,200 ※	4,490 ※
い か 釣	新トン数	3,700 ※	8,200	2,500 ※
	旧トン数	2,800 ※	2,700 ※	2,330 ※
底びき網（外海）	新トン数	14,800	13,600	4,600 ※
	旧トン数	2,500 ※	2,500 ※	3,860 ※
底びき網（内海等）	新トン数	10,200	11,200	
	旧トン数	2,310 ※	2,280 ※	
ま き 網	新トン数	13,600	14,700	13,500
	旧トン数	3,700 ※	3,800 ※	3,360 ※
一本釣、刺網、はえなわ、ひき網	新トン数	9,400	8,100	3,000 ※
	旧トン数	2,990 ※	2,960 ※	2,700 ※
構造簡易漁船（総トン数 20 トン未満に限る。）	新トン数	1,900 ※	1,600 ※	
	旧トン数	1,430 ※	1,400 ※	
そ の 他	新トン数	11,000	8,300	9,900
	旧トン数	2,500 ※	2,500 ※	3,980 ※

- （注） 1. 上表の標準価額は、船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数 1 トン当たりの漁船の船令 1 年未満の価額である。
2. 昭和 49 年 7 月 1 日以降に進水した漁船の船令 1 年以上の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 3 時価現有率表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
3. 昭和 49 年 6 月 30 日以前に進水した漁船の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 4 時価現有率調整表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。

3 軽合金船

（単位：千円）

		5 トン未満	5 トン以上 20 トン未満	20 トン以上
底びき網（外海）	新トン数		13,200	
底びき網（内海等）	新トン数		13,700	
ま き 網	新トン数	17,600	11,100	
一本釣、刺網、はえなわ、ひき網	新トン数	10,700	11,400	
そ の 他	新トン数	17,200	11,300	13,300

- （注） 1. 上表の標準価額は、船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数 1 トン当たりの漁船の船令 1 年未満の価額である。
2. 昭和 49 年 7 月 1 日以降に進水した漁船の船令 1 年以上の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 3 時価現有率表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
3. 昭和 49 年 6 月 30 日以前に進水した漁船の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 4 時価現有率調整表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。

4 木船及び木鉄交造船（動力漁船。ただし、船外機付漁船を除く。）

（単位：千円）

		5 トン未満	5 トン以上 20 トン未満	20 トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、たら はえなわ、さば釣	新トン数	2,400 ※	2,300 ※	1,700 ※
	旧トン数	1,700 ※	2,000 ※	1,610 ※
い か 釣	新トン数	2,400 ※	2,300 ※	1,300 ※
	旧トン数	1,700 ※	2,000 ※	1,240 ※
底びき網	新トン数	2,400 ※	2,300 ※	1,600 ※
	旧トン数	1,700 ※	2,000 ※	1,490 ※
刺網、敷網、ひき網、まき網	新トン数	2,400 ※	1,700 ※	1,600 ※
	旧トン数	1,700 ※	1,500 ※	1,490 ※
運 搬	新トン数		700 ※	1,300 ※
	旧トン数		640 ※	1,240 ※
構造簡易漁船（総トン数 20 トン未満に限 る。）	新トン数	800 ※	700 ※	
	旧トン数	610 ※	640 ※	
そ の 他	新トン数	2,400 ※	1,400 ※	1,300 ※
	旧トン数	1,700 ※	1,250 ※	1,240 ※

- （注） 1. 上表の標準価額は、船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数 1 トン当たりの漁船の船令 1 年未満の価額である。
2. 昭和 49 年 7 月 1 日以降に進水した漁船の船令 1 年以上の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 3 時価現有率表に示す木船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
3. 昭和 49 年 6 月 30 日以前に進水した漁船の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 4 時価現有率調整表に示す木船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
4. 木鉄交造船については、上表の 2 割増とすることができる。

5 船外機付漁船（船体）及び無動力漁船

（単位：千円）

全 漁 業	新トン数	2,800
	旧トン数	750 ※

- （注） 1. 上表の標準価額は、船体の総トン数 1 トン当たりの漁船の船令 1 年未満の価額である。
2. 昭和 49 年 7 月 1 日以降に進水した漁船の船令 1 年以上の標準価額は、上表の価額に第 3 時価現有率表に示す船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
3. 昭和 49 年 6 月 30 日以前に進水した漁船の標準価額は、上表の価額に第 4 時価現有率調整表に示す船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。

第2 基礎単価表

1 船体

(単位：千円)

項 目		漁 業 種 類 等	トン数区分	単 価	
				新トン数	旧トン数
動 力 漁 船	鋼 船	さけ・ます、かつお・まぐろ、底びき網、さば釣、まき網（運搬を除く）、たらはえなわ、捕鯨、いか釣、いか流し網、かじき等流し網	200 トン未満	880 ～7,630	720 ～3,980 ※
			200 トン以上	480 ～3,260 ※	560 ～1,610 ※
		以西底びき網、運搬、その他	200 トン未満	420 ～7,050	660 ～1,520 ※
			200 トン以上	330 ～5,460	480 ～1,900 ※
	合成樹脂船	構造簡易漁船	20 トン未満	220 ～1,270 ※	220 ～1,270 ※
			20 トン未満	320 ～990 ※	400 ～1,530 ※
		そ の 他	20 トン未満	1,020 ～16,100	1,080 ～5,280 ※
			20 トン以上	870 ～10,860	1,600 ～3,400 ※
	軽合金船	全漁業	20 トン未満	2,340 ～16,610	
			20 トン以上		
	木 船	さけ・ます、かつお・まぐろ、さば釣、たらはえなわ、捕鯨	20 トン以上	300 ～910 ※	280 ～850 ※
		底びき網、まき網（網船）、刺網、敷網、運搬、その他	20 トン以上	180 ～720 ※	170 ～670 ※
		全 漁 業	20 トン未満	160 ～2,700 ※	130 ～2,120 ※

- (注) 1. 上表の単位は総トン数1トン当たりの価額である。
2. 上表に掲げていない船質のものについては時価により評価することができる。

2 機関

(1) ジーゼル機関

(単位：千円)

キロワット 区分	単 価
48 キロワット未満	17 ～ 143
48 キロワット以上 ～ 220 キロワット未満	17 ～ 161
220 キロワット以上 ～ 480 キロワット未満	17 ～ 137
480 キロワット以上 ～ 1,110 キロワット未満	17 ～ 101
1,110 キロワット以上	17 ～ 100

- (注) 1. 上表の単価は、漁船法によるキロワット当たりの主機関の価額である。
2. 補機関は上表の単価の65% とする。

(2) 船外機（ジーゼル船外機を除く。）（単位：百円）

項 目	機関年令	単 価
全 漁 業	1 年未満	90 ～ 590
	1 年 ～ 2 年	78 ～ 516
	2 年 ～ 3 年	68 ～ 452
	3 年 ～ 4 年	60 ～ 395
	4 年 ～ 5 年	52 ～ 346
	5 年 ～ 6 年	46 ～ 302
	6 年 ～ 7 年	40 ～ 264
	7 年 ～ 8 年	35 ～ 231
	8 年 ～ 9 年	30 ～ 202
	9 年 ～ 10 年	26 ～ 177
	10 年 ～ 11 年	23 ～ 155
	11 年 ～ 12 年	20 ～ 135
	12 年以上	18 ～ 118

(注) 上表の単価は、キロワット当たりの価額である。

3 その他の設備

(1) 無線設備

ア 超短波無線電話 1 台当り価額

(単位：千円)

出力 区分	27MHz		40MHz	150MHz	
	DSB	SSB	DSB	A3	F3
1 W	330			250 ※	
5 W		300 ※	440		
10W		350 ※			450 ※
25W		800 ※		900 ※	900 ※

イ SSB 無線電話（短波・中波） 1 台当り （単位：千円）

出 力	価 額
10W	800 ※
50W	1,300 ※
75W	1,500 ※
100W	2,300 ※
150W	2,500 ※
200W	2,800 ※

ウ 送信機 1 台当り （単位：千円）

出 力	価 額
125W	1,500 ※
200W	3,000 ※
250W	3,500 ※
500W	4,500 ※

エ 受信機（シンセサイザー方式） 1 台当り （単位：千円）

区 分	価 額
100 Hz ステップ	700 ※
10 Hz ステップ	1, 200 ※
プリセット方式	1, 700 ※

オ 無線電信電話装置（コンソール・ラック型） 1 式当り （単位：千円）

出 力	価 額	主送信機と補送信機の組合せ	備 考
125W	6, 500 ※	主 125W、補 75W 又は 50W	1 式とは、主・補送信機、主・補受信機各 1 台及び電源装置とし、標準付属品を含む。
150W	6, 600 ※	主 150W、補 75W	
250W	8, 900 ※	主 250W、補 125W	
500W	9, 900 ※	主 500W、補 250W	

カ GMDSS 対応無線機 1 台当り （単位：千円）

種 類	価 額
双方向無線電話機	650
レーダートランスポンダ	390
衛星 EPIRB	470
ナブテックス受信装置	540
EGC 受信機	2, 300 ※
遭難警報装置	500
MF／HF DSC 専用聴取受信機	600 ※
MF／HF DSC ターミナル	910
MF 聴取受信機付 DSC ターミナル	3, 200

キ 海事衛星通信用船舶地球局設備（インマルサット） 1 式当り 4, 900 千円

(2) 魚群探知機 1台当り価額

(単位：千円)

出 力	種 類	普 通 型	高出力型	備 考
100W 前後 (小型)		250		発信出力は補助増幅器を使用しない出力である。
1 KW 前後 (中型)	1 周波	260	5,280	
	2 周波	530		
2 KW 前後 (大型)	1 周波	590	6,320	
	2 周波	980		
5 KW 前後 (超大型)	1 周波	680	5,590	
	2 周波	770		

(3) ソナー 1台当り価額

(単位：千円)

種 類			価 額
サーチライト式 (機械操作方式)			1,900
PPi 方式：カラー			1,800
セクター方式：カラー			3,900
スキャニング式：カラー (電子走査方式)	普 通 型	半 周	16,000 ※
		全 周	7,700
	高出力型	半 周	22,000
		全 周	47,500

(4) 方向探知機 1台当り価額 (単位：千円)

区分 周波数	メーター指示式
中 短 波	2,040
27MHz	700 ※
150MHz	800 ※

(5) レーダー 1式当り価額

(単位：千円)

区分 出力	X バ ン ド					S バ ン ド		備 考
	10 インチまで	12 インチまで	15 インチまで	18 インチまで	18 インチ超	15 インチまで	15 インチ超	
5 KW 未満	520	880	1,260		7,240		6,670	一式とは本体及び空中線（ただし、標準仕様のものとする。）をいう。
5 KW		600	1,190		1,980			
10KW	920	1,200	2,220		3,660			
20KW								
25KW		1,570	2,650	2,500 ※	4,210			
30KW					7,330	4,500 ※	6,360	
50KW					6,620			
60KW						5,500 ※	7,300 ※	

(6) ジャイロコンパス 1 台当り (単位：千円)

種 類	価 額
小 型	2, 200
中 型	6, 370

(7) オート・パイロット 1 台当り (単位：千円)

種 類	価 額	備 考
マグネット・コンパス式	540	オート・パイロットのみの価額
ジャイロ・コンパス式		ジャイロ・コンパスを含まない価額
500 トン未満用	2, 250 ※	
特 I	4, 300 ※	500 トン以上用 IMO 規格対応
特 II	5, 200 ※	高速船対応

(8) 衛星航法受信装置

GPS 航法装置 1 式当り (単位：千円)

区分 サイズ	GPS プロッター魚探	GPS プロッター
6 インチ	80	590
8 インチ	340	900
10 インチ	360	820
12 インチ	450	490
14 インチ	540	
20 インチ	650	1, 380

(9) 発電機

ア 直流 1 台当り

(単位：千円)

電 圧	出 力	価 額	備 考
35V	5 KW	1, 100	1. 左の価額は回転数 1, 800R/M の価額である。 2. 回転数 1, 200R/M の場合は、左の価額の 30% 増とすることができる。

イ 交流 1 台当り

(単位：千円)

出 力	価 額	備 考
3 KW を超え 7.5KW まで	1, 800	1. 左の価額は、3 相交流電圧 225V、回転数 1, 800R/M の価額である。 2. 回転数 900R/M の場合は左の価額の 25% 増、 1, 200R/M の場合は、10% 増とすることができる。
10KW	1, 900	
20KW	2, 300	
30KW	2, 500	
40KW	2, 800	
50KW	3, 000	
60KW	3, 200	
80KW	3, 400	
100KW	3, 600	
130KW	4, 700	
160KW	4, 800	
200KW	5, 600	
250KW	6, 200	
300KW	6, 800	
350KW	7, 800	

(10) 電動機

交流 1 台当り

(単位：千円)

種類 出力	価 額			巻 線 型	備考 1. 左の価額は、電圧 220V、回転数 1,200R／M の価額である。 2. 回転数 900R／M 及び 1,800R／M の場合は次の割合を増減できる。
	か ご 型		全 閉 外 扇 型		
	全 閉 外 扇 型	防 滴 保 護 型			
3.7KW	140 ※				
5.5KW	160 ※			610 ※	
7.5KW	220 ※			640 ※	
11KW	260 ※			820 ※	
15KW	410 ※	370 ※		900 ※	
18.5KW	480 ※	420 ※		1,000 ※	
22KW	480 ※	530 ※		1,260 ※	
30KW	630 ※	580 ※		1,310 ※	
37KW	820 ※	750 ※		1,360 ※	
45KW	1,150 ※	850 ※		1,490 ※	
55KW	1,200 ※	1,030 ※		1,580 ※	
75KW	1,470 ※	1,370 ※		1,810 ※	
95KW	1,980 ※	1,710 ※			

回転数 種類	900R／M	1,800R／M
全閉外扇型	25% 増	20% 減
防滴保護型	25% 増	20% 減
巻 線 型	30% 増	8% 減

(11) 省エネルギー安定器 1 台当り

(単位：千円)

種 類	価 額	種 類	価 額
1 KW 1 灯用	90 ※	2 KW 2 灯用	170
1 KW 2 灯用	100 ※	3 KW 1 灯用	150
2 KW 1 灯用	120	3 KW 2 灯用	240

(12) 航跡自画器

記録式プロッター (XY プロッター) 1 台当り

1,080 千円

- (注) 1. 当該設備の状況、端数金額の整理等のため必要な場合には、上表の上下 2 割の範囲内で評価することができる。
2. この基礎単価表に掲げていない設備については、時価により評価することができる。

第3 時価現率表

経過年数	木船船体電気機器(発電機、電動機を除く。)	鋼船船体機関、発電機、電動機、冷凍機	経過年数	木船船体電気機器(発電機、電動機を除く。)	鋼船船体機関、発電機、電動機、冷凍機
1 年 未 満	100%	100%	13 年以上14 年未満	25%	43%
1年以上2年未満	90	94	14 " 15 "	22	40
2 " 3 "	81	88	15 " 16 "	20	37
3 " 4 "	72	82	16 " 17 "		35
4 " 5 "	65	77	17 " 18 "		33
5 " 6 "	58	72	18 " 19 "		31
6 " 7 "	52	68	19 " 20 "		29
7 " 8 "	47	63	20 " 21 "		27
8 " 9 "	42	59	21 " 22 "		25
9 " 10 "	38	56	22 " 23 "		23
10 " 11 "	34	52	23 " 24 "		22
11 " 12 "	31	49	24 " 25 "		21
12 " 13 "	28	46	25 "		20

- (注) 1. 各項目について現率を記載していない高令のものは、その最高令の現率を適用すること。
2. 船体、機関について大修理又は大改造をしたものについては、実地調査のうえ、その程度に応じて経過年数を遡らせて現率を適用することができるものとする。
3. 木鉄交造船の船体については、木船船体の現率を適用する。
4. 合成樹脂及び軽合金船の船体については、当分の間、鋼船船体の現率を適用する。

第4 時価現存率調整表

項目 トン数 区分 進水 年月日 経過年数	木船船体、電気機器、（発電機、電動機を除く。）			鋼船船体、機関、発電機、電動機、冷凍機					
	—			100 トン未満			100 トン以上		
	4649 ・ ・ 4 6 ・ ・ 1 30 以 降前	4246 ・ ・ 4 3 ・ ・ 1 31 以 降前	42 ・ 3 ・ 31 以 前	4649 ・ ・ 4 6 ・ ・ 1 30 以 降前	4246 ・ ・ 4 3 ・ ・ 1 31 以 降前	42 ・ 3 ・ 31 以 前	4649 ・ ・ 4 6 ・ ・ 1 30 以 降前	4246 ・ ・ 4 3 ・ ・ 1 31 以 降前	42 ・ 3 ・ 31 以 前
1 年 未 満									
1 年以上 2 年未満									
2 " 3 "	55			59			68		
3 " 4 "	48			55			63		
4 " 5 "	44			52			59		
5 " 6 "	39	26		48	32		55	35	
6 " 7 "	35	23		46	30		52	34	
7 " 8 "	32	21		42	28		48	31	
8 " 9 "	28	19		40	26		45	29	
9 " 10 "	26	17	12	38	25	18	43	28	20
10 " 11 "	23	15	11	35	23	16	40	26	19
11 " 12 "	21	14	10	33	22	15	38	24	18
12 " 13 "	19	13	9	31	20	14	35	23	17
13 " 14 "	17	11	8	29	19	13	33	21	16
14 " 15 "	15	10	7	27	18	13	31	20	14
15 " 16 "	13	9	6	25	17	12	28	18	13
16 " 17 "				24	16	11	27	17	13
17 " 18 "				22	15	10	25	16	12
18 " 19 "				21	14	10	24	15	11
19 " 20 "				19	13	9	22	14	10
20 " 21 "				18	12	8	21	13	10
21 " 22 "				17	11	8	19	12	9
22 " 23 "				16	10	7	18	11	8
23 " 24 "				15	10	7	17	11	8
24 " 25 "				14	9	7	16	10	8
25 "				13	9	6	16	10	7

- (注) 1. 各項目について、現存率を記載していない高令のものは、その最高令の現存率を適用すること。
2. 船体、機関について大修理又は大改造したものについては、実地調査の上、その程度に応じて経過年数をさかのぼらせて現存率を適用することができるものとする。
3. 木鉄交造船の船体については、木船船体の現存率を適用する。
4. 合成樹脂船及び軽合金船の船体については、当分の間、鋼船船体の現存率を適用する。

第5 船体、機関の定義

別表において船体、機関とは、次の定義によるものである。

1 船体

船体とは、船殻、船体艀装（操舵装置、揚錨繫留装置、タンク類、配管装置、防熱装置、居住衛生設備その他の船体艀装をいう。ただし、オートパイロット及び上記各装置、設備と直結しない電動機を除く。）、備品・属具（法定及び法定外の備品・属具をいう。ただし、基礎単価表に掲げる航海機器を除く。）、機関室艀装（カウンター廻り、ポンプ配管装置、その他の機関室艀装をいう。）、電気設備（配電盤、変圧器、整流器、蓄電池、船内の電線電気器具及び電気配線装置をいう。）、救命設備、消防設備、漁労設備（漁労用の機器及びその器具をいう。ただし、探鯨機、魚群探知機、漁労用発電機及び「漁労設備と直結しない電動機」を除く。）、ろ、かい及び無線設備、発電機、電動機のうちその出力が第2 基礎単価表3、その他の設備に掲げるそれぞれの設備の記載出力に満たないもののすべてをいう。

2 機関

- （1）主機関とは、主機関本体に推進装置、伝達逆転装置、遠隔操縦装置、主機関始動用空気圧縮機及びその専用原動機等ならびに法定及び法定外の機関備品・属具を含めたものをいう。
- （2）補機関（主機関始動用空気圧縮機の専用原動機である補機を除く。）とは、補機関本体に、その附属品を含めたものをいう。

第6 注意事項

※を付した価額は、令和8年4月1日時点の状況を踏まえた見直しを行っていないものであるため、令和8年4月1日以後に新造船又は大改造船を保険目的として保険契約を締結しようとする場合には適用しない。